

令和3年 第1回天城町議会定例会

第 4 日

令和3年3月5日（金曜日）



令和3年第1回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月5日（金曜日）午前11時開議

開議			
○日程第1	議案第1号	天城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	町長提出
○日程第2	議案第2号	天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定について	町長提出
○日程第3	議案第3号	天城町森林環境譲与税基金条例の制定について	町長提出
○日程第4	議案第4号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第5	議案第5号	天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第6	議案第6号	天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第7	議案第7号	天城町歴史文化・産業科学資料センター「ユイの館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第8	議案第8号	天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第9	議案第9号	天城町介護保険条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第10	議案第10号	天城町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第11	議案第11号	天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第12	議案第12号	天城町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	町長提出
○日程第13	議案第13号	人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について	町長提出
○日程第14	議案第14号	人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について	町長提出
○日程第15	議案第15号	天城辺地に係る総合整備計画の策定について	町長提出
○日程第16	議案第16号	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	町長提出
○日程第17	議案第17号	令和2年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第9号）について	町長提出
○日程第18	議案第18号	令和2年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について	町長提出

- 日程第19 議案第19号 令和2年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について 町長提出
  - 日程第20 議案第20号 令和2年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について 町長提出
  - 日程第21 議案第21号 令和2年度天城町水道事業会計予算補正(第4号)について 町長提出
  - 日程第22 議案第22号 令和3年度天城町一般会計歳入歳出予算について 町長提出
  - 日程第23 議案第23号 令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について 町長提出
  - 日程第24 議案第24号 令和3年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について 町長提出
  - 日程第25 議案第25号 令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について 町長提出
  - 日程第26 議案第26号 令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計歳入歳出予算について 町長提出
  - 日程第27 議案第27号 令和3年度天城町水道事業会計予算について 町長提出
- 散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君      議会事務局書記 富山実宝君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	春利正君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	上原富一郎君
社会教育課長	和田智磯君	総務課長	禰清次郎君
くらしと税務課長	岸恭聖君	企画財政課長	福健吉郎君
けんこう増進課長	碓本順一君	建設課長	宮山浩君
水道課長	野村秀行君	農業委員会事務局長	伊地知隆治君
農政課長	山田悦和君	農地整備課長	大久明浩君
長寿子育て課長	森田博二君	商工水産観光課長	中秀樹君
選挙管理委員会書記長	米田俊朗君	総務課長補佐	中村慶太君

△ 開議 午前 11 時 00 分

○議長（武田 正光議員）

おはようございます。予定の時刻から大分過ぎてしまいましたけれども、これより本日の会議を開きます。

直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第 1 議案第 1 号 天城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○議長（武田 正光議員）

日程第 1、議案第 1 号、天城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

おはようございます。自席から議案の提案理由の説明をいたします。

議案第 1 号、天城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度を制定するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 1 号、天城町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第2号 天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定について

○議長(武田 正光議員)

日程第2、議案第2号、天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第2号、天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

内容につきましては、令和2年度中に懲戒処分した職員の不適切な事務処理や、令和元年度決算の不認定となった事情等について、監督者としての責任を明確にするため、町長の給料月額を令和3年3月1日から令和3年3月31日までの1か月間、30%の減額を行うものでございます。

今後、このような事例が繰り返されないよう、再発防止と服務規律の確保など、一層の綱紀粛正の徹底を図りたいと存じます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

○10番(松山 善太郎議員)

この案件に対しまして大変心苦しいところがございます。役場というのは、私は常々、一つの家族だと思っております。町長がもちろん家長であります。ということで、家長たる者、町長にこういった思いをさせないように常々言っております。書類を間違えな。町民のためにならないようなことはするな。町民のためになるようなことは、多少法律を曲げても県をごまかしてもやりなさいと。まさに今、先ほど議会に入る前に1時間近く話したんですが、町長の思いは大体見ております。一つ、課長さん方を筆頭に、あと役場の職員の方々にも、もう二度とこういった嫌な思いの条例が出てこないように固く申しつけておきたいと思っております。質疑ではありませんが、大変ご苦労さまでした。

以上です。

○11番(前田 芳作議員)

松山議員と思いは一緒です。とにかくいろんな今までの事案がありましたけども、免許証のない方とかそういうのがありますので、再度、また4月以降そういったのを今のバイトの方とかそういうのを全て、役場に関係する方々も全てそういうのを調べてもう一回再度チェックをしながら、こういう事案が出ないように、皆さんの各課長の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○総務課長（袴 清次郎君）

おはようございます。ただいま町長の月額給与減額の町長ご自身からのご提案がありました。お二人の議員からございました、過去の事案が令和2年度になって発覚したことでありますが、これから先、町長の思いを我々課長一同しっかりと受け止めながら、襟を正して、また今後、町長お一人にこのような責任を持っていただくわけにはまいりません。我々課長たる者、再度、引き締めながら新年度に向けて務めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

今、課長からの覚悟の弁も伺いました。

ほかに質疑ございませんね。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、天城町長等の給与等の特例に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第3号 天城町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（武田 正光議員）

日程第3、議案第3号、天城町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題と

します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第3号、天城町森林環境譲与税基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴い、森林の整備及びその促進に関する諸施策に要する経費に充てるため当該譲与税を基金として積み立てる場合、地方自治法第241条の規定に基づき、基金条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、天城町森林環境譲与税基金条例の制定について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第4、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

提案理由の説明をいたします。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

内容につきましては、労働基準法の改正により、時間外労働の上限規制等が導入されたことを踏まえ、正規の勤務時間以外の労働時間における上限を原則として月45時間、年間360時間とし、大規模な災害への対応等、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができない旨の措置等を規則で定めるための規定の追加を行うため、一部改正を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第5 議案第5号 天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第5、議案第5号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第5号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

内容につきましては、地域おこし協力隊が会計年度任用職員制度に移行したことに伴い、それを削除し、新たに天城町生涯学習推進室運営委員会委員の報酬の追加を行うため、一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第6 議案第6号 天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第6、議案第6号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第6号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、職種ごとの号給の追加を行うため、一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

質疑といえば質疑ですが、結局、最終的にずっと最後まで行ったときに、会計年度職員、一般職だけで結構です、頭打ちはどれぐらいだったのか。今回の改正でどうなるのか。今の最高給与、最後まで行く方はいないと思いますが、行ったときにどうなるのかということだけ確認しておきます。

○総務課長（袴 清次郎君）

会計年度任用職員、昨日も松山議員のほうからいろいろとご提言、ご提案があったところであります。令和3年度には会計年度任用職員制度に移行して第1回目の更新をするわけでありましたが、1号給アップを行います。今のところ、3町での申合せでは、各職種によって号給は違いますが、5号給までの上昇を考えておりますが、これについてもやはり働き方改革等を含めながら改善できるところは改善していきたいと。昨日、約最大で1万円ほどというお話でありましたが、やはりその辺も今後、検討を重ねていきたいと考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

これは質疑ではありませんが、これ、今回、私が見た範囲では、前回の給料表で最後まで行く、今回の給料表で最後まで行く、2万2千円ほど違うんですね。しかし、それは号ですかね、号給といいますね、これは40までになるわけですよ。1年に1個ずつ上がっても40年もいる方も多分いらっしゃらないわけですよ。これ1年に1個ずつ、ずっと継続していらっしゃる方については、1号ずつ上げるのではなくて、3つ4つも上げておかないと、60ないし65歳まで行っても、最後まで行くにも一向に到達しませんので、100円単位、200円単位で上げるのではなくて、やっぱり千円単位でなるべく昇給させていくように、お願いしておきたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第7号 天城町歴史文化・産業科学資料センター「ユイの館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第7、議案第7号、天城町歴史文化・産業科学資料センター「ユイの館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第7号、天城町歴史文化・産業科学資料センター「ユイの館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

内容につきましては、「ユイの館」入館にかかる、別表第1常設展示入館に障害者手帳提示者および付添人に関し無料とする旨の追加を行うため、一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第7号、天城町歴史文化・産業科学資料センター「ユイの館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 8 議案第 8 号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第 8、議案第 8 号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 8 号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、地方税法の改正に伴い、天城町国民健康保険税の一部改正を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 9 議案第 9 号 天城町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第9、議案第9号、天城町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第9号、天城町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間、第1号被保険者の保険料についての改正と、保険料の減免において該当者の追加を行うため、一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、天城町介護保険条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第10号 天城町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第10、議案第10号、天城町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第10号、天城町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、地域住民を含め、総合的な鳥獣被害の防止活動を展開できるよう、実施隊の定員について廃止を行うため、一部改正を行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

○11番（前田 芳作議員）

30名の隊員の数なくなるわけですが、どのような実施方法で今の柵、天城町一円の管理を考えているのか、説明をお願いします。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

これまで実施隊の定数を30名と定めておりましたが、ここにつきましては、猟友会と役場の職員ということでの位置づけでございました。今回、これまで議会の中でも何度も議論されてきておりますが、なかなかその実施に至っておりませんでしたので、集落地域の方々等を含めた形で定数を排除した形で広く侵入防止柵の点検を行おうと考えて、今回の条例の一部改正を提案させていただいているものでございます。

実施方法につきましては、各地域から推薦委員を出していただきまして、その方に任命をしまして役場のほうと一緒に点検作業を実施していきたいと考えております。月曜日から区長宅を訪問し、そこについても担当のほうから推薦の依頼について話はさせていただきます。今議会で条例の可決がされ次第、作業を進めていきまして、4月には新年度予算のほうで報酬を含めた形で点検を実施していきたいという計画でございます。

○11番（前田 芳作議員）

半日で幾ら。

○農政課長（山田 悦和君）

報酬条例にあります1回6千円ということで、条例はなっております。これまで一応1回6千円以内ということになっておりますので、まだこれから検討は行いますが、1日近く、半日以上かかる場合は6千円、半日以内ですと3千円かと考えているところです。

○11番（前田 芳作議員）

今までその実施隊、役場、それから猟友会、30名程度いたわけですが、ほ

ば全く機能していないような状況でした。農政課としてサトウキビ作れ、作れ、作れ、そして増産、増産と私申し上げてきたわけですけど、ぜひこう実行力のある管理体制を整えていただきたいと思います。ぜひ頑張って、区長に徹底していただきたいと思います。

以上です。

○10番（松山 善太郎議員）

今のと大体一緒ですが、1、2点追加をして聞いておきます。

この定員が条例上はなくなるわけですが、大体どれぐらいを予定しているんですか。今現在、何名いるのか。

○農政課長（山田 悦和君）

現在につきましては、これまで猟友会の18名と職員ということで定数内に収めておりました。この条例が可決後につきましては、各集落から2名から3名を予定したいということで考えております。そこに役場のほう、あと猟友会のほうが加わるという形で予定をしたいと考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

職員は今、ということになると定数いっぱいいて、職員は12名ぐらいいるという解釈でいいんですかね。この職員の方々は報酬はないわけですよ。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

基本的に平日の実施隊の活動であれば報酬は生じないものかと考えております。

○13番（平山 栄助議員）

課長、今、日額6千円と言いましたけども、やっぱり今日日の時給、時間給というのも上がってきていますので、もう少し手当を上げてもいいんじゃないかなと思いますよ。やっぱりそういう人の嫌がる、嫌がると言ったら失礼ですけど、やっぱりイノシシの防護柵を点検していくわけですので、やっぱりこのハブとの問題も出てきますので、思い切って8千円ぐらいあげてもいいんじゃないですかね。町長、どうですか。今日日6千円で言ったら、皆さん、ちょっと失礼じゃないですかね、6千円で言ったら。もう少し上げてもいいと思いますけども。

○農政課長（山田 悦和君）

今、天城町報酬及び費用弁償等に関する条例の中の表の中の52番目に天城町鳥獣被害対策実施隊ということで3千円から6千円ということで現在はあります。今のご意見等、また検討しながら、取りあえずはこの条例の可決後、まず4月には1回は点検を行いたいと考えております。その点検の中身等をまたそこで実施した後いろいろな内容を検討しながら、その実施隊の報酬についても、今後また議会

の皆様を検討後に提案させていただきたいと思います。

○13番（平山 栄助議員）

ぜひ6月議会あたりで条例の改正やら賃金も見直しもしてもらわないと、やっぱりこれは大事な事業ですので、それとせっかくですので、この旧態依然の防護柵だけじゃなくして、今、もし課長が時間があれば町長を連れて結構なんですが、有刺鉄線、鬼針というんですけど、あれを4段張りで圃場をこうくくっている方がおるんですよ。そして私自身もそうなんですけど、この防護柵の一番下の返し、それから地上から10cmぐらいにその有刺鉄線を巻いていくと、もうイノシシ怖がってそこから絶対に入ってこないんですよ。そういうこともカーネギー産業あたり、資材の入れている会社と協議されて、せっかくの防護柵がより効果が発揮できるような防護柵に変えてもらいたい。そこら辺もひっくるめてやっぱり、どうしても地上からの返しの弱い部分はイノシシが鼻でこう押し上げて入ってきますので、そこら辺の打ち込むピンもやっぱりある程度20cmおきぐらいにピンを打ち込んでいかないと、どうしてもその効果が薄くなっている箇所もありますので、やっぱりここでもう予算を投入しているわけですので、今後、そこら辺もちょっと研究させていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

あと一、二点ほど。

去年の予算が170万円ですが、これは全部使っているのか、令和元年、同じ金額です、全部使っているのかどうかというのをまず聞いてみます。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

実施隊の報酬につきましては、この点検、それ以外に町が設置してありますカラス小屋であったり、イノシシ小屋、イノシシのわな、そういったものの管理等の点検も含まれております。そこで今、猟友会の中でその点検、あと餌やりであったり、そういったところの報酬がここから出されております。

○10番（松山 善太郎議員）

そう言われると分かったような気がするんですが、今年、今、先ほど集落から2名、3名とおっしゃいましたね。そうなると単純計算でいくと28名、ひよっとしたら40名、数が増えるわけですよ。予算の増額がなったのは36万、これ今言ったように、平山議員の言うように、値上げプラス数が増える分、もう一回ちゃんと計算し直したほうがいいと思いますけど、よろしくお願いします。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

現在、言われたように、今、取りあえず4月に実施をしてみたいというところで今回の予算計上を行っているところです。今後、4月に実施をした後にこれから必要分、またここが効果的に発揮できるような形で皆さんにまた提案をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（武田 正光議員）

ほかには質疑ございませんね。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、天城町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第11 議案第11号 天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第11、議案第11号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第11号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、町営住宅新規建設に伴う管理戸数の増と町営住宅団地名の訂正を行うため、その一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第11号、天城町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第12号 天城町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第12、議案第12号、天城町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第12号、天城町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、全国的な地域の消防防災体制の中核的役割を果たします消防団員の減少に伴い、総務省消防庁より、消防団員年間報酬の条例単価が普通交付税単価を下回る市町村に対し、報酬額を引き上げるよう指導されているところでございます。普通交付税単価を踏まえた報酬額の改正を行うために、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(武田 正光議員)

これより質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

まず、その条例の頭の部分について、消防団員の給与というのが発生するのかどうか。急に言われると困ると思いますけど、給与というのが要るようなのかがどうかがまずです。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

消防団員の給与というふうに条例のほうではなっております。しかしながら、消防団員につきましては、報酬を支給しておりますし、報酬となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

この点をまず検討してもらいたいですね、これが給与でいいのかどうかというのを。

もう一つ、ほかに懲戒処分の規則がありましたね。天城町職員の取扱いに関する規則というのを、この前に6条というのがあるんで、懲戒処分というのがあるんですね、消防団員の。懲戒処分を懲戒、戒告、減給でしたかね、懲戒処分の次に戒告の前にまた懲戒というのが入っている。これは懲戒処分の懲戒というのではないはずですので、懲戒処分は戒告から始まるはずですよ。この点を一つ検討してもらいたい。

次のところに賞じゅつ金と殉職に対する、そういったお見舞いを出すのがある。ここは直接は関係ありませんが、見ているついでに賞じゅつ金というのが「ゆ」が大文字になっている、「じゅつ」になっている。賞じゅつじゃなくて。殉職もです。「じゅん」じゃなくて、「じゅん」になっている。これを漢字に変えるのは漢字に変えて、変えられない部分はそこら辺をやはり事のついでですので、そこら辺も見て漢字に変えるのであれば漢字に変えて、変えられないのであればその「ゆ」を小文字にちゃんとして、読めるように。ということで、気がついた部分です。後で検討してみてくださいね。

今言ったように、これは出動手当も、この報酬だけじゃなくて、私見たんですが、新聞に7千円が普通だというのがありましたね。私んところは4千円とかそこら辺になっているはずですが、ここら辺の出動手当も、金を出す話ばかりで恐縮ですが、やはり検討する必要があるんじゃないですかね。成り手がいないちゅうのは、一日中出ていても4千円とか、極端に言えばですよ。それこそ、さっきのような平山議員の言い方ではありませんが、今日日大の大人が制服制帽で交通整理とか嫌な、嫌なじゃありませんが、使命感に燃えていますので、そこら辺をやっぱり4千円とかじゃちょっとまずいと思いますよ。やはり全国並みに7千円ぐらいにということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

答弁はいいですか。

○10番（松山 善太郎議員）

はい。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、天城町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### △ 日程第13 議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について

○議長（武田 正光議員）

日程第13、議案第13号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第13号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、令和3年1月31日付で1名の辞任に伴い、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする者の氏名は、禎政代。

推薦しようとする者の生年月日は、昭和33年4月2日。

推薦しようとする者の住所は、大島郡天城町大字兼久2600番地1。

推薦しようとする者の略歴は、別紙のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第14 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について

○議長（武田 正光議員）

日程第14、議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、令和3年6月30日付で1名の任期満了に伴い、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする者の氏名は、福田博美。

推薦しようとする者の生年月日は、昭和30年6月10日。  
推薦しようとする者の住所は、大島郡天城町大字松原1968番地。  
推薦しようとする者の略歴は、別紙のとおりでございます。  
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。  
（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。  
これから議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦に対する議会の意見を求める件について採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第15 議案第15号 天城辺地に係る総合整備計画の策定について

○議長（武田 正光議員）

日程第15、議案第15号、天城辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第15号、天城辺地に係る総合整備計画の策定について、その提案理由のご説明を申し上げます。  
内容につきましては、辺地に係る公共的施設を令和3年度から令和7年度までの期間で総合的に整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき総合整備計画を策定したいので議会の議決を求めようとするものでございます。  
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

○11番（前田 芳作議員）

中の細かいことは申し上げませんが、各課で将来的に5年、10年の先を見越した計画を上げて、そして短期的に、どうしてもこれは災害が起きる可能性があるというようなことがあれば、それはローリングをして前倒しをする。長期的にやはり計画をするならしっかりと長期の天城町の行く末を見ながら、そして住民にいかにかこう利便性があるのか、そういったことを考えて計画、そういったのを実行していただきたい。細かいところは載せていないと事業も行えませんけれども、そういった短期的なこの5年ぐらいでどうしてもやりたいという事業があれば、そういったのをしっかりとこう住民と語らったり、そうしていく必要があるんだと思えば、そういった見通しの利くような、実効性のあるような計画を今後持っていただきたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

前田議員、答弁はよろしいですか。

○11番（前田 芳作議員）

はい、いいです。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これより議案第15号、天城辺地に係る総合整備計画の策定について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第16号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（武田 正光議員）

日程第16、議案第16号、過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第16号、過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年度から平成32年度までの期間に係る過疎地域自立促進市町村計画を策定しましたが、その内容の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づいて、議会の議決を求めようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、あんまり意味が分かんのですけど、変更するところと令和2年で終わっていますよね。あともう少しで完全に終わりますよね。これする必要があるのかどうか、こういったのをこっだけいっぱい書類を作って、その必要性、もうあと20日ぐらいで終わるのに、しなくちゃいけないのか。変更といいますとどこかに変更があるはずですが、どこを変更するのか、その点お願いします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今回、既存につくられている28から平成32年までの変更の計画ということ、令和2年までの計画の変更ということで提案させていただいております。今回、令和2年度の起債事業等について、額の修正であったり、また事業内容に変更のあったものについて変更をいたしております。ですので、軽微変更と重要変更というのがございますが、軽微変更の場合については、議決は要らないようでございますが、2割以上の変更があった場合には変更、議決を要するというようなことでありますので、今回の提案となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

課長、それは分かりますよ。分かりますけど、過疎債というのはもう借りているわけじゃないですか。であれば、これはもうちょっと早めにしないとまずいんじゃないですか。お金借りてもう終わっているのに、今頃になって変更ちゅうのもあり得ないような話でありますよ。違いますかね。私がどこかで間違っていますかね。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

過疎の申請はもう既に終わっております。借入れについてはこれから借入れを実行するということでございます。そういった観点で、借入れ実行前までには変更しておくということかと思っておりますので、そのような今回の提案となったというところであります。

○10番（松山 善太郎議員）

今ぱっと開いたら長畑線というのがあります。これはもうとっくに終わっているんじゃないですか。そのお金を借りる段階で、議決をしたというのが要るんじゃないですか。今から後づけで遅れてもいいということですかね。分かりますかね、言っていることが。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

起債の申請の段階で予算の裏づけがあることということと、また辺地も一緒なんですけど、辺地及び過疎計画に計上されていることというのが要件かと思っております。そういう中で額の変更等があったときには、最終的にその発行額に合わせていくということでもありますので、ちょっとまだ私のほうでまだ未確認ですが、その長畑線については、まだ借入れそのものは行っていないかというふうに考えています。

○10番（松山 善太郎議員）

何か話がややこしくなってきましたが、要するに今回追加ということで長畑線というのが載っているんですね。1千800万。もう事業は終わっているし、この計画書自体が、私が言っているのは、令和2年度で事業はもう全て終わりますよね、この過疎計画。この計画自体は。もうあと20日しかない。20日ちょっとしかない。今頃こんなの、議決をする必要があるのかということですけどね。必要あるというのであれば、どこそこにその条文があって、そういった理由でやりますよと、そこら辺を説明できますかということを知っているんですがね。先ほど提案理由で町長が最後、こうおっしゃいましたね。自立促進特別措置法第6条7項に基づきと言いますが、第7項で準用する同条第1項及び第5項の規定に基づきですよ。だから同条第1項及び第5項というのがどうなっているかというのを把握しているわけでしょう、当然。ここの部分を説明すればいいですよ。こういった条文があるから、こうしていると。前もってすべきであったら、前もってすべきであったが今になったと。そこら辺がどうなっているのかということを知っているんですがね。別にこれは終わってしまっていることですので、こういったやり方もあるのかと。ではお金を借りた段階でこの過疎計画に乗っているという議決書は絶対要件ではな

いということになりますよ。そういったことなのかということを知っている。これがないと困るということでしたよね、去年の今、バイパス線で。でしたよ、過疎か辺地か。だからこれを通すことはまかりならんと。これ絶対要件だったはずなんですよね、お金を借りる際の。もう一回言いますよ。もう事業が終わって、お金も多分、借入れの申込書も出しているでしょうね。許可もなっているでしょう。この議決書というのは絶対要件ではなかったのかということを知っています。

もう、1回だけ答弁したらいいです。あとはもう。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えします。申し訳ございません。勉強不足でございました。この件につきましては、長畑線については、前回は空港バイパス線他1線改築事業となっておりますので、それをしっかりとした名称を記載したということになります。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これより議案第16号、過疎地域自立促進市町村計画の変更について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

---

再開 午後 1時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第17 議案第17号 令和2年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第9号）について

- △ 日程第 18 議案第 18 号 令和 2 年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について
- △ 日程第 19 議案第 19 号 令和 2 年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について
- △ 日程第 20 議案第 20 号 令和 2 年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について
- △ 日程第 21 議案第 21 号 令和 2 年度天城町水道事業会計予算補正（第 4 号）について

○議長（武田 正光議員）

早速ですが、日程第 17、議案第 17 号、令和 2 年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 9 号）について、日程第 18、議案第 18 号、令和 2 年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について、日程第 19、議案第 19 号、令和 2 年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について、日程第 20、議案第 20 号、令和 2 年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第 4 号）について、日程第 21、議案第 21 号、令和 2 年度天城町水道事業会計予算補正（第 4 号）について、以上 5 件を一括議題といたします。

この 5 件の議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 17 号、令和 2 年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第 9 号）について、そのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算に 1 億 1 千 8 8 6 万 4 千円を追加し、予算総額を 7 5 億 8 千 1 2 9 万円に定めようとするものでございます。

その主な項目についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、町税で 6 6 9 万 4 千円の増額、地方譲与税で 2 4 8 万円の減額、地方消費税交付金で 1 千万 6 千円の減額、分担金及び負担金で 3 4 4 万 5 千円の減額、使用料及び手数料で 8 0 万 2 千円の減額、国庫支出金で 1 千 5 0 8 万 2 千円の増額、県支出金で 3 2 7 万 1 千円の増額、財産収入で 7 0 万 3 千円の増額、寄附金で 1 千 4 8 0 万円の減額、繰入金で 1 千 9 3 2 万 7 千円の増額、諸収入で 1 千 6 4 0 万 1 千円の増額、町債で 8 千 8 8 0 万 5 千円の増額となっております。

歳出につきましては、議会費で 3 2 4 万 6 千円の減額、総務費で 1 億 6 千 3 0 9 万 6 千円の増額、民生費で 2 千 5 6 4 万 8 千円の減額、衛生費で 1 千 5 2 1 万 4 千円の減額、農林水産業費で 1 万 2 千円の増額、商工費で 1 千 4 1 8 万

3千円の増額、土木費で1千483万1千円の増額、消防費で812万7千円の減額、教育費で1千879万8千円の減額、災害復旧費で222万5千円を減額しております。

なお、おいでよ！魅惑のアマパゴス事業費、天城岳登山道周辺整備事業費、ステイホーム応援ごみ袋配布事業、やっちゃえ！いとまん！6次産業化整備事業費、大和城観光地連携整備事業費、商工水産業緊急支援事業費、軽症者隔離施設機能向上整備事業費、スポーツイベント活動再開支援事業費、前野・岡前横断改築事業費などの24件、5億6千877万5千円を令和3年度に繰越事業として行うこととしております。

ご審議のほど、お願いいたします。

議案第18号、令和2年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算を2千580万1千円減額し、予算総額を10億2千983万円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税810万円の減額、県支出金8千844万6千円の減額、繰入金5千593万5千円の増額、諸収入1千470万4千円の増額でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費57万6千円の減額、保険給付費2千269万円の減額、保健事業費274万4千円の減額でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第19号、令和2年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算を6千842万3千円減額し、予算総額を8億9千839万7千円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料500万円の減額、支払基金交付金2千575万7千円の減額、国庫支出金1千335万円の減額、県支出金1千401万3千円の減額、繰入金1千29万3千円の減額でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費6千403万8千円の減額、地域支援事業費489万5千円の減額でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第20号、令和2年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正（第4号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算に46万5千円を追加し、予算総額を7千855万2千円に定めようとするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料56万9千円の増額、諸収入10万2千円の減額でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費29万1千円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金48万6千円の増額、諸支出金27万円の増額でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第21号、令和2年度天城町水道事業会計予算補正（第4号）について、ご説明申し上げます。

内容につきましては、水道事業費用につきましては、特別損失251万8千円を増額し、総額2億4千162万1千円に定めようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

**○議長（武田 正光議員）**

これから質疑を行いますけれども、各会計名とページ数を述べてから質疑をしていただきますようお願いをいたします。

**○3番（吉村 元光議員）**

一般会計の補正でございます。

まず、ページが25ページ、真ん中ほどに給与等精算金522万円とあります。この内容を教えてください。

次に、56ページ、やっちゃえ！いとまん！6次産業化整備事業費（地創臨）これも内容をお願いします。

次に、58ページ、目の8のところ商工水産業緊急支援事業費（地創臨）とあります。金額は1千830万円とあります。一般質問の中でもお尋ねしたところなんです、その支援につきましてその条件とございますか、地創臨の国からの町民に対する支援についての条件づけ、一律こう幾らするとか、そういった縛り、こういったものがあるかどうかをお尋ねします。

3点ほどお願いします。

**○総務課長（禰 清次郎君）**

補正予算25ページ、中ほどの給与等精算金522万円の件でございます。

現在、鹿児島県の後期高齢者医療広域連合に1名の職員を派遣いたしております。その給与の精算金であります。一旦天城町のほうから支出をし、この広域連合のほうから受入れという形の精算になっております。

**○商工水産観光課長（中 秀樹君）**

お答えいたします。

第9号補正一般会計です。56ページのやっちゃえ！いとまん！6次産業化整備

事業についてです。

この事業につきましては、今、実施設計を踏まえて準備を進めているところありますが、その6次産業化の施設の整備器具の整備を行うために今回計上をさせていただきました。各水産振興に向けて我々も取り組んでおりますが、施設の内部の移動台だったり、さばき台だったり、作業台、そういったものを一応概算で計上させていただきます。今後、またこの振興に向けても我々としては対応していきたいと。また、この中に薫製機のほうも入っております。

58ページ、商工水産業緊急支援事業費ということになります。これも地方創生臨時交付金を活用した商工水産業の皆様へ支援をする第3弾の我々としては支援を行っております。いまだ収束の見通せない新型コロナウイルス感染症の影響により、今でも町内の方々、経済的打撃を受け減収となっている町内商工業者、飲食業、観光業、その他の商工業に支援金を給付する支援事業になっております。支援金につきましては、第1弾と、申し訳ございません、同じような形にはなるんですが15万円を計画しております。事業者数については、110事業者数を想定しております。

以上です。

**○3番（吉村 元光議員）**

関連質問でございます。

今のところ、58ページの支援金、緊急支援事業の件なんですけれども、これは規模に応じた、施設の、そういった裁量というのは町では全くできないんですか。例えば110件とあったんですけど、これ一律するとか、そういう形にどうしてもならざるを得ないわけですか。

**○商工水産観光課長（中 秀樹君）**

お答えいたします。

その件についても、以前、議員のほうからも要望等がございましたので、令和3年度の最終の事業でまた我々は手を挙げていきたいなど、新しいメニューを組んで支出、または支援をヒアリング等を重ねて、また各他の市町村のいろいろな支援策を参考にさせていただいてやっていきたいなどは思っております。

**○3番（吉村 元光議員）**

小さなところではこの事業で十分間に合うところもあると思います。あと中には大小中ありまして、大きいところでは全く微々たるものになってしまいますと、本当に何もならないとか、何もならないんじゃないかと少な過ぎてあまり効果がない、こういったことになりますので、ならないように次の補正等でぜひそこらあたりを検討していただきたいと思います。

以上です。

○7番（久田 高志議員）

今、吉村議員と同じところなんですけれども、商工水産業緊急支援事業費、非常によろしいことかと思っております。これの支給基準、前は対前年度の売上げの幾ら減とかいうそういうものがあつたかと思ひます。どういった条件で支給対象になるのか。あと、できればこの110幾つですか、その事業所のリストあたり頂ければ非常に助かるんですが。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

すみません。先ほど吉村議員のほうからもありましたね。大変申し訳なく思っております。

今回、天城町商工水産業緊急支援金第3弾ということで計上させていただいております。今回の一応その110件というのは、第1弾で支援をさせていただいた商工業者、観光業者、その他の業種になりますので、その名簿はご提示させていただきたいと思っております。今のところ、確定申告、2019年度及び2020年度の確定申告の写しを比較させていただきたいというふうに思っております。その中で前年度比20%以上減収をした商工業者、いわゆる各種業種の方々を我々としては支援をしていきたいと。できる限り難しい書類等はもう第1弾、第2弾等で我々のほうでも書類を持っておりますので、できるだけこれが承認された暁には、4月以降早急に各案内をして支給をしていきたいなというふうに思っております。

○4番（奥 好生議員）

水道会計事業のページ、3ページ、表の一番下の右側、過年度分貸倒引当金相当額251万8千円、これは滞納額ということではよろしいでしょうか。

○水道課長（野村 秀行君）

そのとおりでございます。

○13番（平山 栄助議員）

一般会計の58ページの中の節の18、闘牛伝統文化継承支援金の180万円の説明とその上のページ、57ページの目の観光費の中の節の18、負担金徳之島観光物産フェアイン東京負担金30万、この中身をちょっと詳しく説明、これは奄美市の広域事務組合に負担しているんですかね。どうなっていますか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

58ページ、8のこの闘牛伝統文化継承支援金180万とありますが、これについては、事業の予算的には組み替えをさせていただきました。以前、GOT闘牛キャンペーンという200万のいわゆる関係者の方々への支援ということで

200万円組んでおりましたが、その組み替えということで今回、闘牛伝統文化継承支援金ということになっております。町内の闘牛飼育者に対する支援ということで、以前、闘牛協会等とも協議をさせていただいて、1か月、飼料代とか乾燥草代が5千円程度かかって計1万円程度かかるということを伺っております。我々としてもやはりこの伝統文化継承を観光サイド、闘牛を継承していきたいという思いで今回この事業を上げさせていただいております。耳標で、これも以前の答弁の中でもありましたが、一応161頭、今のところ、町内に闘牛牛がいるというふうになっておりますが、それからまたちょっと月日が過ぎておりますので、移動等でその名簿が最新のやつがあれば我々としてもそれを参考に今後4月以降、担当サイド等と一緒にその牛舎に出向いて耳標を確認しつつ写真管理をしながら支援をしていきたいなというふうに思っております。

徳之島観光物産フェアイン東京については、これは、すみません、私のもしかしたら認識不足かもしれませんが、事業を実施していないのでマイナス、代々木のやつですね。代々木フェスタのやつで事業、そのイベントが開催をされなかったので落としてあります。

#### ○13番（平山 栄助議員）

町長にもこの件をよく聞いてもらいたいんですが、実際、関東天城会の皆さんがバックアップして確かにやることはいいですよ。ただ時期的なところをもう少し見ないと、何年前かもどか雪で全く人も来ないし、人が来ないと幾らここから物を持っていっても意味ならないですよ。結局、往復の運賃ばかりかかって、そのまま持ち帰ってきて、出した業者はみんなそれを返品という取扱いになっておりますので、島の物産をこう売り込んでいく、やっぱり関東天城会の皆さんは一生懸命取り組んでおりますので、やっぱりもう少し時期を見計らってしないと、毎年こう、どか雪が降らないとも限りませんよね。せつかくするのであれば、もうせめて3月の、それは向こうとのいろんな話合いもあると思いますので、もう少し研究されたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

#### ○6番（大吉 皓一郎議員）

26ページ、町債の一番下のほう、土木費債の集落環境整備事業債（辺地）1千170万ぐらいしていますが、これいろいろ集めてのことなのか、一つの道路の一つのことなのか。詳しい説明をお願いします。

次に、45ページ、衛生費のほう、この中に合併処理浄化槽設置補助、これが減額になっております、大分。この説明。

それと66ページ、8の山海留学制度実施事業費、これが100万円余り減にな

っております。この説明をお願いします。

**○企画財政課長（福 健吉郎君）**

お答えいたします。

辺地債につきましては、当初から要望額満額来ずに数回落としたりしておりました。今回、最終的に集落環境整備事業債のほうで充当できなかったということでの、一般財源のほうに振り替えて行ったということで辺地債は減ということでございます。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

お答えいたします。

45ページの公衆衛生総務費の中の合併処理浄化槽の件ですが、当初60基を予定しておりました。本年度、まだ19基しかできておりません。残り相当分を今回落としたということでございます。

**○教委総務課長（豊島 靖広君）**

お答えいたします。

8、山海留学制度、この減額分につきましては、令和2年度当初、三京分校に一家族の方を予定していましたが、4月当初からその方々のご都合で帰られたものですから、その分の減額が主な要因です。

**○6番（大吉 皓一郎議員）**

その浄化槽のところ、ここ、毎年こういうふうには国庫補助もついておるのに、国庫支出金ついておるのに、お金を毎年、去年は恐らく200万円ぐらい返したんじゃないかと思えます。今年も600万円近く、589万3千円、もう少しこれ19基だと、毎年60基ぐらいやっておるようで、35基とか40基ぐらいはやる努力しておるんですけど、ここあたりせつかく予算がついておるのにこれもったいないと思えますので、もう少し努力をしてもらいたいと思えます。また、身近なところ、人たちにお願いをしていくと。まず自分の身内とか、これを受け入れてくれそうな人たちをずっと探していかないと、黙っておると、このままずっと残っていきますので、勧誘って言うんですかね、こういうことをぜひやっていかないと、せつかくもらったお金もったいないと思えます。

それとその山海留学の件、教育委員会、どうして帰られたんですか。せつかく来て2人、住宅も当てがとったのに、ここあたり。

**○教委総務課長（豊島 靖広君）**

お答えいたします。

そのご家庭の事情により戻られております。

**○6番（大吉 皓一郎議員）**

私はそうは聞いていないんですけどね。せつかくそこも教育委員会も努力して教員住宅の教頭先生は個人の家を借りてあげて、教頭先生の住んでおったところに住まわせたという、この人でしょう。この親子じゃないですか。何かいろいろ住宅に対していろいろお願いをしてもなかなか聞いてくれないと、教育委員会は、修理とかいろいろあったらいいけど。都会から来る人は、蚊が入るとか、虫が入るとか、何かそういう話もあって非常にやっぱり山の中ですから、そういう配慮も必要としないとなかなか居つけないんだろうと思うんですが、やっぱりそういう配慮を、せつかく来ておるんですから、2人だったですかね。ぜひせつかく来てもらっておるので、なるべく途中で帰らないような努力をしてもらいたいと思います。

以上です。

#### ○4番（奥 好生議員）

私、以前、この闘牛文化というのは非常に大事だということで、それと環境、世界遺産指定に向けての町の環境ということで、よく牛ふんが問題になっているんですけども、そのときに2人でまず牛を引っ張って散歩させるときは、まずそうやって2人ぐらいついて、後ろのほうからスコップを持って歩けば町もきれいになるんじゃないかということで、スコップの購入代ぐらいは補助したらどうですかと言ったら、ほかの方からそんなことはしなくていいという意見があったんですけど、時がたつとやっぱりこういった闘牛文化に補助するという意見が出てきていますので、担当課長にはこの際、こういう補助金をあげるときに環境を守ることもご協力くださいと言ぐらいお願いをするということと、もし予算にまだ余裕があるのであればそういう牛ふんを処理する道具ぐらいの補助とかも大事ではないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いいたしたいと思います。

#### ○1番（平岡 寛次議員）

まず44ページ、目の13、14の説明をお願いしたいのと66ページ、教育費の目の12、減額になっておるんですが、この説明をお願いします。

#### ○けんこう増進課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

一般会計の44ページ、目の13、新型コロナウイルス感染症対策基金費です。これにつきましては、初回で2千200万、基金積立いたしましたけれども、また今回184万、増額の積立をさせていただきたいというところでございます。

目の14です。新型コロナウイルス感染症対策基金事業費、これにつきましては、説明のほうに新型コロナウイルス感染症介護施設等支援金ということで書いてありますけれども、実は介護施設には国のほうから感染症対策で新たに必要になった手袋であったり、マスク、消毒薬が、お金でなんですけれども交付金で交付されておるま

す。一応介護施設、確認したところ、実は上限があるんだというところで、今、町内の各施設、ほぼほぼ上限に達しておりまして、今は丸々手出しの状態だということで相談を受けまして、この基金を使わせていただきたいというところで補正のほうに計上させていただいております。

内容といたしましては、一番使うのはやっぱり手袋だそうです。1人の方、1回作業したらやっぱり入れ替えていると。自分たちもこんなに使うとは思わなかったんだがということでお話を頂いております。

あとその他、デイサービスのところなんですけども、体温のチェックが非常に煩雑というか、こういうやつ、非接触式のそれでやっているんですが、どうしても人が1人つかないといけない、できれば役場のほうに置いてあるようなサーモ式のあれもそろえたいんだと。やはり今、介護施設、この対策を行っている間で足りないものであったり、補助が上限に達してしまったりということで困っている部分がございますので、50人以上の規模で100万円上限でそれ未満が50万上限で、9割補助という形で実施させていただく予定であります。

以上です。

#### ○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

学生等臨時支援金です。これにつきましては、6月議会のほうで承認を頂きまして事業を実施し、この額、人数につきましては、各学校、高等学校の協力を得まして当初出させていただきました。その中で9月をめどに締切りをしておりましたけれども、その後、やはり申請をしていない方がいらっしゃるのではないかとということで、12月まで延長し、支給をしたところです。その時点での支給人数が138名、690万円となっております。この時点での差額分の減額になっております。

#### ○8番（秋田 浩平議員）

ページ数が32ページの11、自治振興費集落支援事業助成金、これを少し説明をお願いしたいと思います。

それと、34ページの移住・定住促進事業費、これが丸々減額になっている、この理由ですね。あとは天城岳は繰越事業になっているんで、当初のところでも聞いてみたいと思います。

取りあえずこの2つ、お願いします。

#### ○総務課長（袴 清次郎君）

昨年、新型コロナウイルスで各集落において豊年祭以下、行事等ができませんでした。そのようなことから各区長さんのほうから集落の自治運営に困っていらっしゃる声が多数ありましたので、地方創生臨時交付金を活用しましてこの事業を行い

たいと考えております。そこで対前年比、まず寄附金の減収率で5段階に分けました。10%未満が2万円、10%以上20%未満で4万円、20%以上30%未満、6万円、30%以上50%未満で8万円、50%以上の寄附金の減収で10万円、それと集落の規模、これを4段階に分けまして、100人以下、10万円、100人以上200人までが15万円、200人を超え300人までが20万円、300人を超える集落が25万円、この寄附金の減収率プラス集落規模を合わせて、承認されましたら今年度中に各集落に支援金を交付したいと考えております。

一番交付金が少ないところが1か所あります。これが10万円。あと最大のところで35万円。ほぼ25万円から35万円の間というような状況になっております。

#### ○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

34ページです。27目の移住・定住促進事業費の18節補助金のほうであります。お帰りなさい住宅改修補助というのが当初300万円、100万掛ける3件ということで見込みを立てておりましたが、本年度、今のところ、実施がございません。都会のほうから実家に戻ってきた場合にその実家の改修をして快適な住環境で過ごしてほしいという補助金でしたが、今年度まだ100万は残しておりますが、今のところ、実施がないところであります。

#### ○8番（秋田 浩平議員）

これ、考えようによってはセールス、お知らせをするやり方がどうかと思いますよ。こういうの。なかなかこういう補助事業があつてこうしているというのは、AYTを見たら分かりますよと言いますが、AYTのあの画面をずっと見るというのはなかなかできないことなんです。だからこれ、新年度も同じ予算を組んでいますよね。だからやっぱり何が足りないのかというのをやっぱり考えないと、3年度の予算にも計上されている。またこれ同じことの繰り返しになる可能性がありますから、今ここで落としました。では落とすだけじゃなく、何でだろうというのを先に考えるようにしないと、私はこれちょっと難しいかなと思いますよ。今の空き家調査等をやったのを参考にしながら、本当に集落で誰が今そういうふうに戻ってきているのかというのは、まずそういう集落の区長さんとか、私たちとか、こう聞いて、教える方はいるわけですから、その人にこういうふうな改修費が出るよとやっていくような形を取らないと、これはやっぱりそのままで行く可能性がありますから、気をつけてください。

#### ○町長（森田 弘光君）

やっぱりいかにして人口を増やしていくか、そしてまたUターン者を増やしていくかということ、またずっと議題になってきております。秋田議員がおっしゃった

ようなことで、私たち、こうやってメニューもつくっていますけど、なかなか乗っかってこないということについては、いかにしては私たちが情報をしっかり発信していくかということについて、もっとしないといけないということ。もう一つ、また集落として、与名間集落が集落で空き家を借り受けて、そして集落で改修をしてそこに新しい人を入れて、そして集落が大家さんになって家賃などを頂くということをやっているんですね。やはり一番、その地域の状況を分かっているところはやっぱり集落の区長さんであり、地域の方々であります。この与名間集落のやり方が何か一つのモデルになるかなというふうに思っております。これは空き家再生事業を使っていますけれども、ぜひまたこれから区長会とかいろんな場面でそういう与名間集落のやり方というものを広めて、やはり14集落の中にも空き家があると思いますので、私たち、そうやって利活用できるような何かシステムを新年度は組んでいければなというふうに思っていますので、また議会の皆さん方、そしてまた区長の皆さん方にもいっぱいお知らせしていきますので、ぜひご協力をお願いできればと思います。

○8番（秋田 浩平議員）

ページ数が56ページ、水産業です。56ページの水産振興費の中の負担金及び補助金の中に漁業生産力向上非接触型制御盤導入事業補助とありますが、これは何のあれなんですか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

我々もいろんな事業、メニューをもう試行錯誤しながらヒアリング等を行って予算獲得に邁進をしているところでありますが、これ、漁業再生向上非接触型制御盤導入事業ということで、これも地方創生臨時交付金を活用させて今回メニューを組まさせていただきました。徳之島漁協の天城支所にある氷販売機の制御盤の更新を今回させていただきたいと思っております。現金投入型からICカードに移行できるということで、キャッシュレスの推進を図ったり、我々としてはコインの接触を避ける趣きがあって、今回この新型コロナウイルス感染症対策の強化につながるであろうということで今回計上させていただいております。

ICカードにつきましては、組合員の方々になります。一般の方々、我々もたまに氷を買いに行ったりする際は、コインでも買える、今までどおりになっているんですが、やはり一番多く利用される漁業集落の組合員の方々が主にそのICカードを取り入れて、そうすることによってデータ収集なんかもできるということで今回計上させていただいております。

○10番（松山 善太郎議員）

先ほど吉村議員から出ましたんですが、56ページ、やっちゃえ！いとまんですね。これ何か呼び方ないもんですかね。やっちゃえ！いとまんだなんて、言いにくいんですがね。漁業振興6次産業化にしましょうかね。そこの補正が2千780万で、本工事費に3千万、薫製機は、先ほど薫製機に触れられましたが、薫製機はもともと買う予定だったのが400万減額になったのかどうかと、これは地方創生臨時交付金ですので、上との関連ですね。未来のいとまん者育成事業費、地方創生臨時交付金、ここは減になっていますね。これと関連があるのかどうか。

この2点、取りあえずお願いします。

#### ○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

先に56ページ、未来のいとまん者育成事業費につきましては、令和2年3回目の定例会の第5号補正において提案をさせていただいてご審議いただき、承認を頂いた事業になります。この議場の中でも皆さんといろいろ討論させていただいて承認を頂いた事業になりますが、漁船の購入方法や修繕の際の責任問題、また維持管理費、研修船も買う予定にしておりましたが、研修船を購入した後の実際の研修内容等の課題が山積をしておりました。繰越事業とはいえ、抱える課題等が多く、事業を執行するに当たって、稼働するのかとか、また成果を上げられなければ事業を行う意味がございませんでしたので、我々、商工水産観光課担当以下は、最初は私ですね、商工水産観光課、私の認識不足、甘かったというふうに思っております。今後はこのような大幅な変更がある場合は議員の皆様にも相談しながら対応をしていきたいと思っております。今後、慎重に予算を皆さんのほうに提案をさせていただきたいと思っておりますので、議会及び町民の皆さんに多大なるご迷惑をおかけいたしました。大変申し訳なく思っております。

今回、当初、先ほど議員のほうからもございました、やっちゃえ！いとまん！6次産業化施設整備事業についても、当初、旧農政局のほうにつくる予定でしたが、今のところ、浅間地区のほうに体験館の向かいのほうにつくるように実施設計を今行っているところであります。当初、いろいろなものについては、漁業集落等で使っているものもあります。それも今、担当とまた我々のほうで精査をして、それも持っていきながら使うことにはなっておりますが、やはりそれでも施設整備の中では若干足りない加工場とかも整備をさせていただきながら、そこで新しい水産物のいろんな研究等もしていきたいと思っておりますので、そういったもろもろの備品等を施設整備ということで今回計上させていただいております。作業台だったり、その中にまた薫製機のほうも入っておりますが、シンクだったり、そういったもの、さばき台だったり、概算ではありますが計上させていただいて、今回皆さ

んの承認を頂きたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○10番（松山 善太郎議員）

農政局でやる予定だったのを今度できる闘牛場のどこかに移してつくるとい  
うことですか。事業費は全部でその1億のうちの工事費というのは幾らになるわけ  
か。ごめんなさいね、前の補正を見ていないもので、申し訳ない。今度、3千万  
ですよね。その前にも本工事があるのかどうか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

工事費につきましては、6千830万円になります。

○10番（松山 善太郎議員）

これは建物を新しく造るわけですよね。そうすると6千800万の建物を造る場  
所、場所は今の山猪工房の並びになるのか、反対側の並びになるのか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

今、山猪工房がある前に道がありますが、その反対側の敷地、町有地のほうに今、  
造る予定でしております。

○10番（松山 善太郎議員）

どうも分かりませんが、通りがありますね、空港岡前線ですかね。あの通りの東  
になるのか、西になるのか。要するにそのドーム闘牛場の並びなのか、道路を挟ん  
での反対なのか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

すみません、説明不足でした。西側ですね。ですから体験館の真向かいになりま  
す。

○10番（松山 善太郎議員）

西側は海側じゃないの。西側というと。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

申し訳ございません。山猪工房を見て西側というふうに表現をさせていただきました。  
体験館の真向かいのほうになります。敷地内です。すみません、正面を向い  
てしまいました。並びになります。

○10番（松山 善太郎議員）

並びですね。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

はい、そうです。

○10番（松山 善太郎議員）

そこを確認したら、敷地はあるわけですか。敷地は。そこに体験館が座りますね。多分どこかに座るけね。今ここに町有地がありますね。高い値段で買いましたよ。あの中に収まるのかどうか。隣にまた今、最近になってあそこにその話ができてから整地した場所がある、あそこをかうつもりなのかどうかなんです。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

あの中に町有地ありますので、その敷地に収まるように整備をさせていただきます。

○10番（松山 善太郎議員）

分かりました。3千6万円ほど総務課のほうに用地購入がありますね。あれはこれは関係はないんですが、あそこを今言った町有地からビーチ側に向かってずっと買っていくという了解でいいんですかね。これ後でまたどっちみち聞きますので。

○総務課長（禰 清次郎君）

令和3年度の当初のほうで用地購入代ということで計上いたしております。あまぎ自然と伝統文化体験館の建設予定地ではありますが、今、議員からありました総合運動公園の南側出入口の整地してある、あそこは民有地、あそこは計画には入っておりません。それから北側のほうに向かった細長い、運動公園と隣接している国有地8千662m<sup>2</sup>あたりを購入予定であります。

○7番（久田 高志議員）

2点ほど。46ページ、目の6、農地中間管理事業費、補正で2千100万余り補助金が入っております。この事業内容ともう一つ、さっきからどうしても気になるんですよね。この商工水産業緊急支援金の同じ58ページ、これ前回、国の2号補正か何かのときに本町に納税をされている事業者かという確認をしているんですけども、どうも違うような気がするんですよね。だからリストを出してほしいと言っているんですけど、なかなか届かないので、一応確認してみます。2号補正のときに本町に納税をされている事業者かどうかということで、それが対象だというお話だったと思うんですけども、そういう認識で間違いないでしょうか。

○農業委員会事務局長（伊地知 隆治君）

お答えいたします。

46ページ、農地中間管理事業の補助金が2千179万1千円増額となっております。今年度、地域集積協力金の内示が2月5日にありました。内訳なんですけれども、松原西区地区、集積面積が58ha、集積協力金が928万3千200円ともう1か所、兼久地区、集積面積が70.5ha、協力金が1千550万7千800円、この合計が2千479万1千円となります。当初で300万計上してありますので、

2千179万1千円を増額したということであります。

○7番（久田 高志議員）

その活用方法まで。

○農業委員会事務局長（伊地知 隆治君）

活用方法は、今、松原西区の区長さん、兼久集落の区長さん、集落協力金ですので、地域協力金ですので、そちらのほうに振込をさせていただいて地域の方々に決めてもらうと。

○7番（久田 高志議員）

局長、その松原地区、松原西区だけなんですか。松原上区集落は、同じ松原地区で圃場も重なったりしていると思うんですけども、ちょっと気になります。

○農業委員会事務局長（伊地知 隆治君）

私の説明がちょっとまずかったかもしれませんが、松原西区と言いました。集積をした地区が天寿園の下のほうの改善事業の入っている場所です。字でいけば松原、所有者のほうは松原以外の人、町外の人もあります。ですが、集落でいうと松原西区集落ということになりますので、そのほかの分を入れてやります。

○7番（久田 高志議員）

字名でいいますと、松原上区集落というのは存在しないんですね。松原上区という字は。松原集落なんです。前野も存在しない。岡前なんです。ちょっと気になるんですが。

○農業委員会事務局長（伊地知 隆治君）

申し訳ありません。確かに松原字になっていますけれども、その線引きを集落の近隣の畑総地区で分けたいと。分けて実施しているということでもあります。

○7番（久田 高志議員）

何度もすみません。また後でも結構なんで、その線引き、どの地区で松原西区集落を線引きしてあるのか、どういった方法でこう策定したのか。今後、前野・岡前も終わっているんですかね。ほかの地区に寄っていくと、恐らく西阿木名地区に行っても三京集落まで入ってきたり、そういった線引きをしっかりとしないといちよと何かトラブルのもとになりそうな気がしますが。

○議長（武田 正光議員）

質問もまだ続きそうですので、一旦休憩します。2時10分に再開します。

休憩 午後 2時00分

---

再開 午後 2時10分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

商工水産観光課長、中君。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

今回、第9号補正において第3弾ということで天城町商工業水産の緊急支援金を計上させていただいております。第1弾についても、新型コロナウイルス感染症に伴う経済的打撃を受けて減少となった事業者さんに支援金を給付をさせていただいたところでございます。今のところ、第1弾といたしましては、実績で118件の実績がございますが、これも令和2年3月から5月のいずれかの月が前年度比20%以上の減収を要件とさせていただいております。第3弾につきましても、先ほど説明をさせていただきましたが、申告等の要件が加算されておりますので、確定申告の写しを提出してくださいというふうに一応要件にはうたっております。今後、我々も事務的に……、「町内の事業所」と呼ぶ者あり）はい、町内の事業所になります。またそれとは別に、我々、商工水産観光課においてはまたほかの支援事業等もっておりますので、そのリストも、また、すみません、後ほど提出をさせていただきたいと思っております。（「結果はどっちなわけ、結論は。町内の事業者を対象にしているんですかって。町内に納税をしている事業者ですかって」と呼ぶ者あり）はい。町内に納税をしている事業者だと私は認識をしております。（「認識」と呼ぶ者あり）そうです。

○農業委員会事務局長（伊地知 隆治君）

すみません。久田議員からのご質問で、私は集落のほうに地域集積協力金が支払われると、ちょっと誤解があるとあれですので、集落の区長を中心にした地域集積組合をつくりまして、そちらのほうにお支払いをするということです。

あと、集落ごとの農地の線引きのほうは持ち帰りまして、農地整備課、関係機関のほうとちょっと調整をしまして決定をしていきたいというふうに考えております。申し訳ありませんでした。

○10番（松山 善太郎議員）

48ページ、糖業振興費、1千万ですね。ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業費負担金、これはどういった事業なのか。負担金ちゅうぐらいだからどこに出すのかですね。

あと1件は、教育委員会の400万だったやつを300万落としているのがあります。生涯学習推進協議会か何かですね。協議会に出すお金が。分かりましたか、課長。70ページの真ん中あたり、教育文化の町推進会議補助、300万減となっております。これは、当初どおり活動ができなかったのか、どういったことなのか。

あと一つですが、これはどうも余分な資料なんです、どこかの後ろのほうに、83ページです。職員の級別職員数というのがございます。83ページ。これと直接、補正予算とは関係ないような気がするんですが、ここに職員の数が大体133、4、5でなっているのに、この令和2年の4月1日だけ109という具合になっているんですが、これはどうしてなのか。20何名ぐらい、今までの前後の数字からして違うんですが、これは私のところでは確認のしようがないんですが、この3点、お願いします。

**○農政課長（山田 悦和君）**

お答えいたします。

48ページ、糖業振興費のポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業費負担金でございます。地方創生臨時交付金を活用した県の事業になりますが、県のほうから5分の4補助ということで、各団体等に対する機械等の補助になります。今回、計上してありますのは、JAのほうで堆肥散布車、堆肥センターのほうに申請を行っております。このほかの事業実施体の場合には基本的にその事業実施体が直接県のほうとのやり取りになるんですが、JAの場合、町の予算を通るということで、今、歳入歳出ともに同額を計上させていただいております。ただ、今回、例えば南西糖業さんとかが、4事業とか、たくさんの事業を応募いたしました、町のほうでも園芸振興会等から申請をしているところですが、全て今1次募集のほうで外れております。2次募集に今回JAのほうがこの分を乗せてきておりますが、この決定・未決定はまだ出ておりませんので、今回補正予算に計上させていただいて、繰越事業とさせていただきます。未決定の場合にはそのまま未着手の状態歳入歳出ともにそのままという状態になります。

**○社会教育課長（和田 智磯君）**

お答えいたします。

教育文化の町推進会議のこの300万というのは、11月20日に予定しておりました大島地区生涯学習推進大会、これの予算でありました。令和3年度に延期になりましたので、減額となっております。

**○総務課長（袴 清次郎君）**

83ページの級別職員数、令和2年、昨年の4月1日現在の合計職員数のところでありますが、すみません、これは誤りでございます。確認をして修正をさせていただきますと思います。

**○議長（武田 正光議員）**

そのように、後ほど正式なのを提示すると。

**○10番（松山 善太郎議員）**

これは、今までここを厳密に毎回毎回はなかったわけですよ。ここ、奥議員の指摘で載せるべきのは載せなさいと。こういうのをやっぱりやるときには、もうちょっと、しょっちゅう数字を見ておるとぱっと目につきますので、これぐらいぱつと違ったらあれっと思うような、ひとつ完璧な総務課長になるようにここら辺も。もう一つだけ。

一般質問でも言うておられました、学力向上検定の、これたしか32万になっていますが、これもともと、ごめんなさい、あんまり勉強していないもので、もともと幾らだったのを32万落とすのか。もうこれを落としたら70名ぐらいでしたね、それでびしゃっと合うのか。申請来ないのは見切り発車なのか。ひとつ、ここらをお願いします。

**○教委総務課長（豊島 靖広君）**

お答えします。

すみません、数字的な分、正確なのが今お答えできません。この分については、実績がこの程度になるということで減額等をさせてもらっております。

**○10番（松山 善太郎議員）**

一般質問した時点でほとんどちゅうたら語弊がありますけど、6割も7割も来ていないわけよね。その時点で落としたんじゃないのということです、私が言っているのは。払う努力をしないで、もう申請が来ないから、もうこんなもんだらうと。そうじゃなくて、もう極端に言えば一軒一軒回って配って、来年もお願いしますと、ぜひ検定受けましょうねとそこまでやったほうがいいですよということで一般質問で取り上げていますので、ここをもう一回精査して、できればもう受験した子供に行き渡るように、今年度もありますので、来年度も、そこら辺が気になっただけです。

以上です。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第17号、令和2年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第9号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

**○議長（武田 正光議員）**

討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和2年度天城町一般会計歳入歳出予算補正（第9号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和2年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について、討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和2年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号、令和2年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について、討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第19号、令和2年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和2年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について、討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和2年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算補正(第4号)について採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号、令和2年度天城町水道事業会計予算補正(第4号)について、討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第21号、令和2年度天城町水道事業会計予算補正(第4号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第22 議案第22号 令和3年度天城町一般会計歳入歳出予算について
- △ 日程第23 議案第23号 令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第24 議案第24号 令和3年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第25 議案第25号 令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第26 議案第26号 令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計歳入歳出予算について
- △ 日程第27 議案第27号 令和3年度天城町水道事業会計予算について

○議長(武田 正光議員) 日程第22、議案第22号、令和3年度天城町一般会計歳入歳出予算について、日程第23、議案第23号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、日程第24、議案第24号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、日程第25、議案第25号、令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、日程第26、議案第26号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計歳入歳出予算について

て、日程第27、議案第27号、令和3年度天城町水道事業会計予算について、以上6件を一括議題といたします。

この6件の議案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（森田 弘光君）**

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第22号、令和3年度天城町一般会計歳入歳出予算について、そのご説明を申し上げます。

令和3年度の当初予算は、63億4千858万円で、前年度と比較しますと4億9千305万1千円の増額となっております。

予算の概略につきましては、議会冒頭の施政方針の中で申し述べましたので割愛させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第23号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、そのご説明を申し上げます。

令和3年度の当初予算は、9億7千240万7千円で、前年度と比較しますと729万2千円の減額でございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税8千703万5千円、県支出金7億6千391万7千円、繰入金1億2千102万9千円でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費826万1千円、保険給付費7億3千231万6千円、国民健康保険事業費納付金2億396万7千円、保健事業費2千510万6千円、諸支出金255万3千円でございます。

以上、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議案第24号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、そのご説明を申し上げます。

令和3年度の当初予算は、8億7千740万4千円で、前年度と比較しますと5千382万6千円の減額でございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億802万円、支払基金交付金2億2千643万2千円、国庫支出金2億6千307万1千円、県支出金1億3千156万9千円、繰入金1億4千813万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費1千838万円、保険給付費8億3千171万1千円、地域支援事業費2千731万2千円でございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議案第25号、令和3年度天城町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

令和3年度の当初予算は、7千790万5千円で、前年度と比較しますと941万円の増額でございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料4千70万9千円、繰入金3千592万3千円、諸収入125万6千円でございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費242万2千円、後期高齢者医療広域連合納付金7千497万8千円でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第26号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

令和3年度の当初予算は、4千524万3千円でございます。

歳入の主なものにつきましては、売電事業収入4千200万円、繰入金324万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、徳之島ダム管理事業費4千524万3千円でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第27号、令和3年度天城町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

令和3年度の当初予算は、2億5千696万5千円で、前年度と比較しますと3千128万円の減額でございます。

水道事業収益の主なものにつきましては、営業収益9千840万円、営業外収益1億7千658万9千円。

水道事業費用の主なものにつきましては、営業費用2億279万円、営業外費用867万5千円となっております。

資本的支出の主なものにつきましては、建設改良費496万5千円、企業債償還金4千53万5千円となっております。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

#### ○議長（武田 正光議員）

質疑に入ります前に、質疑につきましてはそれぞれの議案の付託表を皆さん方にお配りしてあると思っておりますけれども、できるだけ所管外のものに絞って、そして各会計名とページ数を述べてから質疑をいただきますようお願いを申し上げます。

それ以前に、教育長が出張のために間もなく退席しなければなりません、質問のある方は教育委員会のほうから先に、なければ退席してもらいます。ごさいませ

んか。

○13番（平山 栄助議員）

ちょっと大事なことです。一般会計の129ページ、目の4の中の外国青年のこのALT、これ1人増になっているように、その件と、130ページの下で18の負担金、先ほど9号補正で39万1千円減額になっているんですね。当初で66万8千円組んでいるんですが、この中身をもう少し詳しくちょっとお願いします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

129ページ、報償費の件です。

今年度、令和2年度からALT2名体制ということでお願い、また予算を認めていただいております。今回のコロナの関係で11月、そして1月、そして今のところ見通しが見つからない状態で経過しております。この負担金を落とさせていただいた分についても、このALTに対する関係上の負担金でありまして、それを一旦落とさせていただきました。新年度に来られる方の負担金関係をまた計上させていただいております。来られるときの旅費等、航空運賃等の分の負担金になっております。

○13番（平山 栄助議員）

後ほど委員会でも結構なんです。例えば大島郡内の状況、こういった状況なのか、県下の状況。

それと、ずっとこの本会議場でもこう教育関係についておのおのの議員が一般質問されておりますが、なかなか数学とかいろんな小学生まではある程度いいレベルまで上がってきていると。しかしながら、中学生になるとどうもするとややもこう低いように聞こえますよね。それと皆さんのやっている検定試験も、天中でやったり、北中がしなかったりとか、いろんなちょっとばらつきがあると思うんですね。やっぱりここまで予算を使う以上、せめて英語の学力も上がってこない、それとちまたでは日本語がなかなかしゃべれない、子供たちとの意思疎通、なかなかそこら辺が難しいようなお話も聞こえてきますので、やっぱりせつかく英語のこれを学力を上げようとしても、ですからその旧態依然のやり方というのをもう少し見直してもらわないと、これ教育総務ばかりじゃないですよ。先ほどもありました合併浄化槽も、2千万近くのそのやり方をもう少し、町長がおっしゃっている、まさに隗より始めよじゃないですけど、もう少しやり方を変えて外に打って出るようなことをしないと、皆さんは指示待ち症候群じゃありません。役場でいつも待機していても、なかなか住民にこの合併浄化槽なんかは本当に必要な事業なんですよ。何が問

題なのかということなんです。今、岸課長になったからこれが悪いとか、そういう意味じゃないですよ。以前からこれずっと議論しているんですが、なかなか普及率が上がってこない。原因がどこかにあるんじゃないかなと思うんですよね。ぜひ教育長、せっかくですので、ぜひ今の件、ALTの件とその英語の今後の学力向上の件について、教育長のほうから答弁を求めますが。

**○教育長（春 利正君）**

お答えいたします。

今、平山議員のおっしゃるとおりで、非常に苦勞しているところです。ALTを2人にするという事は、子供たちの学力調査の実態から非常に英語力が低いということで英語に力を入れていきたいと、そういう中で英語検定、そしてまたALT、またほかに会計年度の英語堪能な方も雇用しております。今後、保育所から幼稚園から小学校、そして中学校と有効活用しながら英語の力をつけていきたいと。そしてまた、あるいは一般町民向けにも生涯学習の中で英語に力を入れていきたいと考えております。実際、子供たちの実体としまして、やはり学校差、学年差、それから個人差、様々な課題があります。それを一つ一つ解決しながら取り組んでいきたいと。これ以上、下がらないだろうと私は考えております。必ず5月の27日には全国学力テストがあります。その結果をまた非常に期待をしているところです。そしてまた来年の1月、鹿児島定着度調査もあります。その結果が非常に楽しみにしているところです。

ありがとうございます。

**○議長（武田 正光議員）**

それでは、その他の議案について、質問を続けて……、教育長への質問はほかにございませぬ。

それでは教育長、どうぞ。ひとつ、お気をつけて行ってらっしゃい。

**○7番（久田 高志議員）**

本日、議会開会前に全員協議会でもかなり協議されました。一般会計117ページ、空港バイパス線改築事業費に関する流れでございます。全員協議会の中の申合せで6月議会で一度補正で取り下げるということでございましたので、15号議案の辺地計画の変更も承認したところでございます。この空港バイパス線について、町長のほうから見解を頂きたいと思えます。

**○町長（森田 弘光君）**

久田議員からのご質問にお答えいたします。

午前中の大事な時間を、予算のいろんな関係で割いてしまったことに対しては、まずはおわびを申し上げたいというふうに思います。

この空港バイパス線については、町長としての必要性、そういったものについては、全員協議会の中でお話ししたところでもあります。そういう中でいろんな環境、その環境整備、条件環境整備、そういったものについても議会の議員の皆さん方からの確なご指摘を頂いたことでもあります。そういう条件環境整備については、新年度、鋭意、私たちはその環境について整える、そして調査をしながら整えていくということ、そしてまた逐次、また議会のほうに新しい情報を添えたものも提供していくということ、また、ある議員からは、どこにどのような形でつくるんだという話も指摘がございました。そういったことについても基本的なところをまとめながら、また私たちのほうから提示していきたいというふうに思っております。そういう中で私たちは、私の考えの中で大事なルートであるということは申し上げましたので、そうした関係で条件を整えば進めていきたいと考えておりますが、まず一回、今回、この当初予算についてはご審議し、また皆さん方のご意見を賜り、そしてまたその中で6月議会の中で一回処置するというところで皆さん方とお話をしたところでもありますので、そのような形で処理をしていきたいというふうに思います。また鋭意、私たち、条件環境、そういったものについては整備・調査を進めてまいりますので、その暁にはまた皆さん方のご理解、そしてご協力を賜ることができればというふうに考えております。

○11番（前田 芳作議員）

ページ、一般会計101ページ、農地整備課長にお尋ねをします。

多面的機能支払交付金、令和2年度においてはコロナ禍でなかなか各活動組織が活動ができなかったと思うんですが、繰越しが結構出てくるかと思えます。これ何年までが猶予でしたっけね。それと繰越額は幾らぐらいになっているのか、お願いします。大まかに幾らぐらいなのか、全体で。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

繰越し分については、集落、3、4集落ぐらいが繰越額があったと思っております。最終的には合計で2、3百万円ぐらいになろうかと思っておりますが、これについては、今回、各集落を回りながら、来週から入るんですが、3日間かけて、与名間から西阿木名まで回りながら、組合の役員の方には繰越額として、交付決定が7月頃にしか交付決定がなされていないということもありまして、全てを使うことなく次の年に、7月までの繰越金の対応として何とか利用していただきたいということを各組合のほうにお願いしていこうかと考えているところです。ですので、今回の繰越し分については、来年の中で使っていってもらうと。その中でまた繰越しが発生するようであれば次の年の7月までには何とか交付金が交付されるまで

に使っていただくということで、若干ずれていくんですが、もう国の交付決定が遅れる部分についての対応が非常に難しいところがありますので、そういう対応をお願いしていこうかなと考えているところです。

**○11番（前田 芳作議員）**

この期限がありますよね、最終年度が。そのときは全面的に使うように指導されるはずですが、要するにそれを各会長さんのほうに、結局6月の末ぐらいに決定になって、7月の末ぐらいですかね、交付金が来るのはね。それまでの間、繰越金で行えるようにということを全体にこう知らせておかないと、我が松原集落は全くちょっと機能しなくて、昨年、少し金額が多いと思うんですよ、繰越しがね。それがたまたまよかったのかは分かりませんが、そういった状況ですので、そういったある程度の4、5、6ぐらいの活動ができるようなそういった指導はまたやっていただくようお願いしておきます。

以上です。

**○3番（吉村 元光議員）**

54ページ、一般会計の、真ん中ほどに17、備品購入費でマイナンバーカードというのが850万ございますけれども、関連することで国のほうにおいてはマイナンバーカードを健康保険証に代用する、こういった考えで大きく施策としてうたってありましたけれども、天城町においては、このマイナンバーカードの普及率、これがどれぐらいで、国のこの事業でこれ取り組むべきなのか、町では何もしなくてもいいのか、そこらあたりを聞かせてください。分からないところはいいですよ。

**○くらしと税務課長（岸 恭聖君）**

ありがとうございます。お答えいたします。

マイナンバーカードの普及率は18.5%となっております。

**○けんこう増進課長（碓本 順一君）**

先ほど吉村議員のご質問に、健康保険証、国民健康保険証との併用というお話もありましたので、少し情報提供させていただきます。

報道等でも出ていますとおり、マイナンバーカードが保険証代わりに使えるように今、厚労省のほうでシステム開発を進めております。一部ですが、医療機関にそれ用の機器が導入されて動き始めているようです。ただ、今あったとおりの普及率ですので、当分の間はマイナンバーカードと従来どおりの保険証で使えるように持っていくと。ただし将来的にはもう医療機関でマイナンバーカードを差し込めばどここの保険者だと分かるようにシステム化をしていくということで厚労省のほうは計画を進めております。

**○8番（秋田 浩平議員）**

ページ数で35ページ、総務の一般管理費のところなんです、11の役務費、12の委託料、これが去年よりちょっと桁が違うぐらい上がっているんですが、この説明と印刷製本費は何か60周年記念でつくるようなことを言っていましたので、いいんですが、39ページの使用料及び賃借料の中で電話機リースというのが出てきているんですね。これ169万、こういうふうに出て、この3つ、役務費の説明と委託料、それとリース料、お願いします。

#### ○総務課長（袴 清次郎君）

総務管理費の役務費のほうが増えているということでもあります。通信運搬費のほうがかなり増えてきております。全て水道課等は公営企業会計化になりまして水道課のほうで対応しておりますが、それ以外のもの、総務課のほうの通信運搬費等が増えてきております。特に昨年は新型コロナ対策で案内文書等、リモート会議になったり、いろいろとそういった面でも増えているように感じております。

次に、同じく総務管理費の委託料、これ例規集の修正になったり一部改正になったときの委託であります、これまで従来、60から70程度だったようでありましたが、これが課の組織の課の機構再編で細かいところ、課名等が変わりましてかなり出てきております。そういった部分で例規集の委託料のところが増えてきております。

あと、電話機であります。庁舎内の電話が、これもう経年劣化で非常に通信状態が悪く、一般町民の方からも電話をしたがつながらなかったとか、そういった苦情であるとか相談が総務課のほうに寄せられております。これまで修理等をしながら対応してきましたが、なかなか改善されない状況でありまして、行政サービスを行う上ではやはり今回、リースではあります但对応させていただきたいと。76台計画をしております。5年リースであります。月額14万844円、税込みであります。5年リースになりますが、このリース期間が終えた後には天城町の財産となります。ちなみにこれ、一括購入した場合は799万290円、このリースの合計が845万640円、46万ほどの5年間の差額がありますが、この差額を見ましても、行政サービスを進める上では必要であるかと考えておりますので、ご承認いただければと思っております。

#### ○11番（前田 芳作議員）

115ページ、建設課の道路維持費の中で公有財産購入500万、これが上の原材料支給が270万あって、町道維持補修の際の重機借り上げが150万ですが、これ率が一体となっているものなのか、それとこの500万の場所はどこなのか。説明をお願いします。

#### ○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

この公有財産購入費、昨日、松山議員から一般質問もございました那須2号線に絡む土地の購入の予算でございまして、まだ実際に金額を提示して交渉はしておりませんが、ここまでは行かないと思います。実際もう少し、200万から250万ぐらいの間に1回目の話はさせていただいております。ただ、どこまで本人のご了承が頂けるか分かりませんので、予算上は500万とさせていただきました。

上の使用料賃借料、重機とかそういうのは例年と変わらず、一般の道路維持費でございまして。

○11番（前田 芳作議員）

これは別にもう町有地購入だけね。

○建設課長（宮山 浩君）

はい。

○7番（久田 高志議員）

一般会計の115ページ、これ昨年あたりから急に大きな予算で動いてきています。舗装修繕事業費、昨年度1億、今年度も8千300万、事業費が組まれておりますが、場所、どの辺ですか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

舗装修繕事業費、3年度予定地区は、今年、今しております瀬滝三京線の三京分校側とあと鬼塚街道線の当部集落側、あと松原天城線の岡前から浅間に来たところ、その辺を今予定しております。

○7番（久田 高志議員）

何かそこよりひどいようなところがあるような気もするんですけどね。やっぱりこういう事業で集落内とかからいろんな要望・要請が来ているような地域を優先的にやはりしていかないと、何か気になるんですよ。私の中で非常に引っかかっているものがありますので、それはそのうちまた質問でもさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり道がきれいになることはいいことなんですけれども、さほど傷んでいない道、めちゃくちゃ傷んでいる道、そのぐらいはしっかりと判断をして事業計画を立てていただきたいと思います。

○13番（平山 栄助議員）

154ページのこれは天城総合運動公園の管理費の中で備品購入費でロータリーモア220万、この説明と、先ほど116ページのこれは土木費の中の目の6と7の中の備品購入費で刈払い機が12万、チェーンソーが7万、そしてまた7に行きますとまたチェーンソー購入が19万と、価格があまりにも、7万のチェーン

ソーってどんなチェーンソーですかね。もう少しやっぱり本当に必要な備品なんですかね。ちょっとそこら辺。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

総合運動公園管理費の備品購入の中でロータリーモアを220万計上してあります。これは何かと申しますと、近年、総合運動公園の多目的広場をまず芝生化しております。そして今、天城町でも本町でも力を入れておりますスポーツ合宿等で、野球場のほうに日ハムの選手、関係者が今15名入ってきております。今年度、コロナのほうで4チームほどキャンセルにはなっておるんですけども、主に野球場の中を整備するロータリーモアとレーキという後ろのほうにつけるものがあるんですけども、プロの実業団の皆様方に気持ちよく使っていただいた上で、さらにスポーツ合宿の活性化を図るとともに、あとスポーツ振興の発展と競技人口の拡大を目指しております、ぜひこのスポーツ施設にこのロータリーモアは必要だと思って計上してあります。どうかよろしく願いいたします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

土木費道路橋梁費の7、県管理道路における路傍樹育成事業、またその上の6、県管理道路における維持管理事業、備品購入費、刈払い機とチェーンソー、またチェーンソーがございます。金額は違いますが、県道管理を委託をしたりしております。ただ、委託ばかりじゃなくて報償で雇って役場のほうでやったりもしておりますが、その際の木の伐倒の際に使うチェーンソーですが、刃渡りというんですか、長さが違うのを数種類必要ということで、今、役場が所持しているのをたまに県の事業でも使ったりするんですが、今それが2つとも故障しております。新たに刈払い機も今故障しております、それをまたこの事業で購入したいということです。長さの違いによる金額の違いということです。

○13番（平山 栄助議員）

刈払い機は12万ね。

○建設課長（宮山 浩君）

刈払い機は2台考えております。

○13番（平山 栄助議員）

もうこれで終わりますが、町長、去年、与名間の米配田線ですか、何とか少しはやっていただきましたが、そういうことをやっぱりちゃんと最後までしてもらわないと、今、答弁では出てきませんでしたよね、与名間。舗装、凸凹している道いっぱいなんですよ。もう少しやっぱり、新しく課長になったわけですので、結局、今

の会話を聞いていると、以前の課長から申し送りがされていないようにしか私は受け止めませんよ。やっぱり確かに岡前、この大村生コン線なんですけど、舗装はされましたが、その間にグレーチングというんですかね、それが入っているとそこがものすごくバウンドするんですよ。そこら辺まで見てくれているのか。やっぱり現状を見てしてもらわないと、せっかく舗装はした。そのグレーチングまで行っていないもんだから、まだそこでもあんまりここはやっぱりちょっとまずいんじゃないかなという思いもします。ですので、この米配田線は、前の担当とちゃんともう約束して、普通でいえば昨年ぐらいで終わっている状況なんですよ。ですので、町長、議会で物を申せばすぐやってくれる、それじゃまずいんですよ。我々もずっと前からやって、やっと、やっぱり14集落の与名間だけしなさいと言っているわけじゃないんですよ。やっぱり昔から難儀している集落はいつまでたってもしないですわね、ほっとけば。そこら辺なんですよ。目に見える形で14集落公正にしてもらわないと。本会議で物を言えばすぐやる、それじゃまずいんですよ、やっていることは。もう少し順番というのをやっぱり、ちゃんと我々もずっと前からお願いして、やっとなるかなと思ったら、はい、その担当は人事異動で変わった、いや聞いておりません、そういうことではまずいんですよ。もう少し町民サイドの立場に立って、そこがそういう道路だから我々も本会議でこう強く言っているわけなんですよ。もう少ししっかりしてもらいたい。

それと7の中で委託料、路傍樹伐採管理委託210万円、恐らくこの説明、ちょっと僕は勘違いしているか分かりませんが、恐らく業者にですよね。そこもやっぱりどの業者が悪いとか言いません。やっぱりやった以上はきれいにしてもらわないと、与名間なんか見てごらん。途中でほったらかされているでしょう。そんなやり方があるもんねっているわけよ。行って見てごらん、現場。途中までして、途中はそのまま。そうだったら最初しかしないほうがいいですよ。そんないいかげんな仕事あるもんね、本当に。皆さんは県から委託を受けた以上、皆さんは責任を持って、業者に最後までさせんね。そんないいかげんな仕事をして。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

業者のほうに委託をして道路の除草、または秋利神の橋の前後の植栽の手入れなどをしていただいております。私どもがもう少し厳しく指導をいたしまして、きれいな除草作業ができるように努力していきたいと思っております。ありがとうございます。

○13番（平山 栄助議員）

社会教育課長ね、ちょっともう少し、日ハムが来るのは結構なんですよ。やっぱりちょっと答弁しっかりしてもらわんと、何で町民のための施設ですよ。もう少し、

あたかも何で日本ハムが来たらそんな、冗談じゃありませんよ。町民のための施設ですよ、向こうは。あたかも日ハムのために必要ですから、そんな答弁があるものですか。もう少ししっかりしなさい、答弁も。

○社会教育課長（和田 智磯君）

大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。まずは、町民のためのスポーツ施設だと重々感じております。向こうのスポーツ施設、たくさんのスポーツ少年団、一般の方々に利用していただいております。そして野球連盟の皆さんも一生懸命、管理をしております。使用後には各団体等が、いつも見ておりますけれども、軽トラック等を引っ張ってずっと野球の水たまり処理、大きな石ころを拾ったりだとか、いろんな整備を心がけて、いつも使えるようにしております。この町民の皆様が使うためにも、ぜひこのロータリーモアとレーキつきのものは必要でございまして、どうかスポーツ施設、このスポーツの発展のためにぜひ導入ができればなと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○13番（平山 栄助議員）

これ備品監査、いろいろ例月監査でも指導的なことを述べておりますが、やっぱり芝刈り機とかそういうのは、その刃自体が精密にできておりますので、たまに石ころとか、今おっしゃったように金具が落ちたりしていますと機械がもう摩耗が、刃が駄目になってきますので、故障のリスクが高いものですから、使用する際はやっぱりそこら辺までチェックして芝刈りに入らないと、やっぱりそこら辺までの確認をして今後使用するようお願いしておきます。

○10番（松山 善太郎議員）

今の件に関連しますけど、委託で草を刈ってもらう、いいんですけど、やはり今、平山議員が言うように、もうちょっときれいに丁寧にしてもらわないと、県道ですよ。ビーバー作業で委託します。もうさっさとビーバーでこう、いわゆるないでいくという状態で、この高さのところまで、どうしてもこう段差ができる、ススキを切ると。あれ見たらもう非常にみっともない。もうちょっときれいにこう切りそろえて。切ったら後、その歩道に倒れる部分があるんで、ああいうのは根っこから切るとか、やはりやり方ももうちょっと、課長、今言っているように、現場行って見て指導しないといけないと思いますよ。子供の使いみたいなもんですよ、全く。そこら辺は気をつけてもらいたい。あそこ、松原と与名間の間、せつかくきれいになったのに、あれ非常にいいという評判なんですよ、海岸きれいにしたのは。ところが草を刈ったら非常にみっともない。そこら辺は非常に気をつけてもらいたい。

予算書で、今度初めてだと思うんですけど、資産形成というのがあちこちに入っている。これはちょっと今まで見たような記憶がないんですけど、どうして入れる

ようになったのか。

それと、奥議員のまねをするわけではありませんが、ここに款項目の款を入れますね。これが左から右に移っていて、非常にこればつぽとめくるときに、町長、めくらんわけですかね、これめくったらつい左に目が行く。非常にこう、もうこのままで行くのか、来年はまた左に移すのか。土木費とかいうのが右に移っているんですよね。気づかんのかな。これは様式があつてやったのか。もうこれでやるのであれば、このままでいいけど、答弁は。（「元通りにします」と叫ぶ者あり）それであればいい。

あと、見る間がなかったもので、目につくところを見たんですが、職員の数が、最後のほうですよ。どこかに130何人というのがまたあるんじゃないですか、職員の数が。これ130何人というのは恐らく違うというような気がするんですけどね。163ページの大きな表、級別職員数、令和2年の1月が134、令和3年の1月1日が135、そのちょっと上に行きますと会計年度任用職員以外ということで、この145と149になっているんですね。ここら辺、こんなに急に10人も14人も違うはずないですので、ここはもしこれで合っているのであればそれで結構ですけど、もう一回、気になるもので見てほしいと思いますね。

最後、さっきちょっとうつろで聞いたので覚えていませんが、用地購入費3千6万、あそこをもう一回お願いします。

#### ○総務課長（袴 清次郎君）

町総合運動公園の東側の国有地を購入を予定しております。面積が、正確には8千662.79m<sup>2</sup>です。これで町は町、財務省は財務省でそれぞれで不動産鑑定をお願いしております。我々のほうもその不動産鑑定を基に予算計上いたしておりますが、運動公園の隣接、5か所、5地点、近年の売買類似単価がございました。平米当たり4千800円から5千200円でありました。その平均で5千円で平米単価行ったんですが、まず、国のほうから向こうの地籍が非常にもうすぐ隣には町道空港岡前線、大きな主要道路があります。そういったことでこれはもう国の考えとしても宅地見込みのような評価になるそうでございます。それで平米、先ほどに戻りますが、5千円で積算基準はしておりますが、面積が広くなれば広がるほど単価が下がるという根拠がございまして、先ほどの8千662.79m<sup>2</sup>掛ける単価5千円、この8掛けということで予算の計上はいたしております。しかしながら、年明け、国のほうと見積り合わせを行います。これは5回まで見積り合わせを双方行うそうではありますが、それによってこれより少額で確保できるように努めていきたいと考えております。

#### ○10番（松山 善太郎議員）

これはそこを買いますと、今、その隣に駐車場をやる予定の畑がありますね。あそこも当然買収するわけでしょう。ですか。

○総務課長（袴 清次郎君）

山猪工房の斜め前に民家があります。そしてその隣にサトウキビを個人の方が栽培しておりますが、一部、その国有地のほうにもサトウキビの栽培が入ってきておりまして、これについてはその方も承知しております。そして数年前に地籍調査で立会いもしております、町のほうが国とこの用地の確保に向けて交渉している段階でまたその方ともお話をさせていただきまして、今回、刈取り後には更地にしていただくようになっております。今回の買収については、その国有地のみでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

ある程度はそこも、それは隣の課かも分かりませんが、そこもある程度は面積が分かっているんじゃないですか。どれぐらいでどうなるか分かりませんが、今の5千円でいけばどれぐらいになるものですか、ちなみに。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

今、お話がありました民有地につきましては、約5千m<sup>2</sup>になります。

○10番（松山 善太郎議員）

もう大体最後です。

これを、では5千円で、畑ですから、5千円なのか、6千円なのかは分かりませんが、これは約3千万前後ぐらいになると思います。聞いてみたいのは、これはその補助の対象にはならないわけですよね、当然。どうですか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

なりません。

○10番（松山 善太郎議員）

となると、簡単に考えて、整地とかそういうのは別にして、買うだけで6千万、7千万、6億5千万が7億2千万になると。こんなことで次々こう大きくなっていきますので、もうちょっと実施設計とかもう既に発注しているようでございますが、もうちょっとできれば6億、5億ぐらいで収まるような方法を考えてもらわないと、目に見えないのが次々増えてきますと、大体ちょっとまずいんじゃないのみたいな雰囲気ありますので、考慮してくださいよ。

○議長（武田 正光議員）

お諮りしますけれども、まだ質疑が続くようであれば、一旦ここで休憩したいと思います。（「委員会付託」と呼ぶ者多し）それでよろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第22号から27号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと考えております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

**○議長(武田 正光議員)**

異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第27号は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これからは委員会として、次の議会は3月22日月曜日午前10時から開会します。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3時25分